

Financial Adviser

6

特別企画

識者に聞く
いま日本株式への投資を
どうアドバイスするか!?

[ファイナンシャル・アドバイザー]

JUN. | 2015

No.199

www.kindai-sales.co.jp

検証と実践!

リタイアメントプランニング

わが国FP史に学ぶ世代別の提案のポイント

シリーズ企画

編集部員が行く! FP相談体験記

第2回「教育資金をどう準備すればよいか?」(後編)

取材企画

レポート・FPコンサルティング最前線!

第1回 みずほ信託銀行コンサルティング部

巻頭インタビュー・FP羅針盤

吉田太一・キーバース代表取締役



笑顔相続の ススメ

第27回 贈与を受けたのは「保険料」か「保険金」か

「子どもの学資保険が満期になったので、支払われる保険金を子どもに贈与しようと思いましたが…」

先日、Mさんからお子さんへの現金贈与の相談を受けました。ところが話を聞くうちに、論点は違うところへ向かうことになったのです。

実は、贈与の原資となる学資保険は、契約者はMさんであるものの、保険料はMさんの父が負担していたというのです。詳細を聞くと、初孫

の誕生祝いにと、学資保険をMさん名義で契約することを父が提案。Mさん名義の預金口座に、毎年父から保険料に充てる金額が送金され、その口座から保険料が引き落とされて満期に至ったということでした。

私はまず、満期保険金等の課税関係を整理することを提案しました。

課税関係次第で贈与できる金額が変わってくる可能性があるからです。

通常、契約者・保険料負担者がともにMさんであれば、保険会社から支給される保険金は「一時所得」としてMさんに帰属し、所得税の対象になります。

ところが、保険料負担者が父である場合には、保険金は、父からMさんに対する贈与であるという認定を受ける可能性があります。仮に、払込み保険料が450万円、保険金が480万円であったとすると、「一時所得」の場合は税金が発生しないのに対し、「贈与」と認定された場合は、(480万円-110万円)×15%+10万円+45・5万円の贈与税(特例贈与財産の税率)を負担することになるのです。

困惑したMさんは、「私が父から贈与を受けたのは、毎年の保険料であって、年間110万円の非課税枠の範囲内でした。それなのになぜ、保険金に贈与税が課税されるのですか」と質問されました。

贈与の事実の説明が必要

論点は、この学資保険の保険料の負担者が、①父、②父から現金の贈与を受けたMさん、のどちらだったのかという事実と解釈の問題です。

この点、昭和58年9月の国税庁事務連絡により、生命保険契約に係る保険料の負担者の判定について事務運営の指針が示されています。

これによると、支払保険料の贈与を受けたと判定する際のポイントとして、①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税申告書、③所得税の確定申告における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから、贈与事実の心証が得られるかどうかが例示されています。

この事務連絡の法的性質は、「通達」という位置付けであり、税務当局内部での職務執行の参考のための

資料とされるに留まります。つまり法令とは異なり国民を拘束する力はないものの、国税当局としては、これに従わない処理は誤りとして処分の対象にすることになります。税務署等との争いを避けるには、

このような支払保険料の負担に関する問題があるということを認識したうえで、保険料の贈与を受ける際に、それを客観的に説明できるように準備を整えておくことが肝要です。

Mさんと父は、贈与税の110万円の非課税枠を利用して学資保険に加入するスキームを考えましたが、保険料の負担者の問題まで踏み込んで把握しておく必要がありました。

一般の方にここまで知識を要求することは酷です。「想い」の実現を支援する身近な専門家としての使命を改めて感じた事案でした。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える“笑顔相続”のススメ」(ぎょうせい)発売中。

